## 令和5年 第12回農業委員会総会 議事録

令和5年12月8日(金)午後3時52分~ 1. 日 時 2. 場 所 にかほ市温泉保養センター はまなす 3. 委員総数 1 2 名 1番 佐々木純子 2番 4. 出席した委 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 員(11名) 4番 須田貴志 5番 齋藤一成 8番 須田 久 7番 須藤孝子 9番 佐藤久美子 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 須田淳、安倍俊幸、佐藤敏彦、 伊藤盛雄、渡辺優 ) 5. 欠席した委 6番 巴 朋之 員(1名) 6. 総会議長 会長 小林 豊 7. 議事録署名 11番 遠藤 豊 1番 佐々木純子 委員 8. 出席した事 事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 務局職員 主査 齊藤雄介 9. 議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について · · ·【5件】

報告第20号

農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】

議案第43号

農地法第3条の規定による所有権移転の件について

· · · 【2件】

議案第44号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について・・・【35件】

◆事務局長

ただ今より、令和5年第12回農業委員会総会を開催いたしま す。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午後3時52分)

◇会長

合同会議の後の総会ということでお疲れのことと思いますが、 もうしばらくお付き合い願います。

今年1年を振り返りますと、資材の高騰や天候不順など、例年以上に農業にとっては厳しい1年でありました。特に、年配の方からは、『ここを機会に農業を廃止する』との声も聞こえてきております。

先日の全国農業委員会会長代表者集会後の県選出国会議員との意見交換会でも、年々状況が厳しくなっているということを申し上げてきております。

食料・農業・農村基本法の見直しが来年予定されていますが、 少しでも、今の状況が悪化しないような環境を作っていただき たいと思うところです。そのためにも、皆さんの活動をよろし くお願いいたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。 6番 巴朋之委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

11番 遠藤豊委員、1番 佐々木純子委員 の両名にお願い いたします。

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

先月の総会終了後、フードドライブ活動として、今年もたくさんの食料品を社会福祉協議会へお届けしております。皆様のご協力に感謝申し上げます。同じ日の午後、畑地区の基盤整備事業竣工記念式典が、ホテルエクセルキクスイで開催され、農業委員会にもご案内がありましたので、出席しております。

11月29日から30日にかけまして、農業者年金加入推進セミナーと全国農業委員会会長代表者集会、県選出国会議員要請集会が東京都で開催され、参加しております。特に、国会議員要請集会では、県北・県南・中央地区の代表者が、要請書とは別に、秋田県農業の現状の説明と意見を表明し、農業に対する支援を改めて強く要望しております。

そのほか、11月10日に上浜地域の大須郷地区、15日に院内地域、22日には平沢地域の地域農業者協議会が開催され、地区担当の委員の皆様から出席いただいております。地域農業者協議会は、12月中に2地域が予定されておりまして、年内には各地域1回目の協議会が終了しますが、今後も複数回の開催が予定されておりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書4ページから6ページになります。

報告第19号-1から3までは借受人が同一でありまして、 高齢による規模縮小のため解約するものです。当該農地につき ましては、全てではありませんが、現在、受け手の調整中であ ります。

報告第19号-4は、耕作不便のため解約するものです。

報告第19号-5は、新たに利用権を設定するため解約する ものです。なお、新たな利用権の設定として、議案第44号-32へ上程されております。

◇議長

報告第19号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇8番
須田委員

報告事項に対する質問ということではありませんが、今回の解約された農地の一部については、今後、新たに設定されるということでありますが、外の農地については、新たな受け手を調整中と、受け手が決まっていない農地もあるようです。

昔は、解約されても新たな受け手が見つかったのだと思いますが、今は、一度解約され受け手が見つからないと2・3年で荒れてしまい、その後はその土地を再耕作するのは難しい面があると思います。実際、耕作されなくなって3・4年経ってから農業委員として相談されるケースもあり、現地を確認に行くと、よほど手を掛けない限り元の状態に戻すのは容易でないという農地がほとんどです。

今後、解約後の農地利用の目途がついていない農地については、農地所有者にもある程度の管理を行っていただくなどの、 農業委員会としての対応策というか指導方針というものを考え ていく必要があると思います。

◇議長

現在、地域農業者協議会が市内各地域で開催され参加しておりますが、かつてほ場整備した農地を、再びほ場整備できないかという話も出てきております。

先日の県選出国会議員との意見交換会の場でも私、申し上げて来ましたが、整備要件でもある、整備後の区域の収益アップなどのハードルの緩和についても要望しております。

回答にはなっていないと思いますが、荒廃農地を解消したい という思いは皆さん持っていると思います。

◇8番
須田委員

実際に、ほ場整備された農地でも耕作されないところが出て きております。今後、皆さんで考えていければと思います。

◇議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

ご質問、ご意見ないようですので、報告第19号については 同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第20号 農地の転用事実に関する照会について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書7ページからになります。

農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。

位置図を8、9ページ、公図を10ページから15ページに掲載しております。場所としましては2か所になりまして、1か所目は、8ページの位置図のとおり、旧小出小学校から大竹、長岡方面へと繋がっている県道から東へ約360mに位置する、大竹字尼ケ池地内にある登記地目が田の農地です。小山の陰になっているため県道からは見えませんが、当該地は雑草が伸び、また、農道も草刈等されていない状態でありました。2か所目は、「金浦温泉学校の栖」から南へ約560mに位置する、前川字菱潟地内にある登記地目が田の農地です。周辺には整備された農地があるものの、当該地は傾斜地にある不整形な農地であることもあってか、現在は耕作放棄地となっておりましたので、2か所とも非農地として回答しております。

現地につきましては、須藤委員に確認していただいておりま す。

◇議長

報告第20号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第20号については 同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

次の議案に移ります。

議案第43号 農地法第3条の規定による所有権移転の件についてを上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第43号-1は、譲渡人は相続で農地を取得したものの、会社勤めで農業をする予定もないことから、申請地の隣接地所有者である譲受人に打診して、10aあたり 円の 円の売買に合意したものです。

議案第43号-2は、譲渡人が離農するため、こちらも、申請地の隣接所有者である譲受人に打診して、10aあたり 円の 円での売買に合意したものです。なお、譲渡人のその外の農地については、来月の総会に利用権の設定として上程される予定です。

◇議長

議案第43号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

···〈なしの声あり〉···

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第43号-1について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

· · · 〈举手全員〉· · ·

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定します。

◇議長

次に、議案第43号-2について許可することに賛成の方の 挙手を求めます。

· · · 〈挙手全員〉· · ·

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定します。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求め ます。

## ◆事務局長

議案書17ページからとなります。

市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて35件でありまして、うち賃借権の新規が20件、再設定が13件、使用貸借権が新規と再設定がそれぞれ1件で、利用権設定の総面積は190,378㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

始めに、議案第44号-1から21までを説明します。

議案第44号-1から6は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書21ページに移ります。

議案第44号-7は、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-8は、賃借権の新設であります。先ほどの報告にもありましたが、高齢による規模縮小のため、自作地の一部を貸し付けるものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書22、23ページになります。

議案第44号-9と10は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-11と12は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。44号-11については、以前も受人が耕作しておりましたが、契約満了時に当時の所有者が亡くなってしまい、少し期間が空いてしまいましたが、今般相続が完了したことから、新規として権利を設定するものです。44号-12については、水路を挟みますが11の農地と隣接することから併せて権利を設定するものです。

議案第44号-13は、渡人が事実上、離農することから、 新たに賃借権を設定するものです。契約条件並びに受人の経営 状況は議案に記載のとおりであります。

議案書24ページからになります。

議案第44号-14は、親子間による使用貸借権の新設であります。これまでも権利を設定せず耕作してきましたが、世帯

分離をしたことで、耕作証明書に当該地の面積が反映されない、 などの不具合が生じたことから、その解消のため権利を設定す るものです。

議案第44号-15と16は、いずれも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-17は、賃借権の新設であります。これまで、 44号-18の渡人が耕作していましたが、体調不良により耕 作できなくなったため、隣接地を耕作している受人と新たに賃 借するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載 のとおりであります。

議案第44号-18から21は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。44号-18と19は、現況一枚の農地となっておりまして、これまで44号-18の渡人が耕作しておりましたが、先ほどの理由により耕作できなくなったため、新たに受人と賃借権を設定するものです。44号-20と21は、高速道路用地の残地で、用地買収後は自己保全管理となっておりました。受人としては、作付けする予定はありませんが、減反用として管理するため賃借権を設定するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第44号-1から21の説明が終わりました。ご質問、 ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第44号-1から 21について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求 めます。

· · · 〈挙手全員〉· · ·

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま す。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

## ◆事務局長

議案書27ページ、中段からになります。

議案第44号-22は、賃借権の新設になります。渡人の所有する水田はこの一筆のみで、受人の農地に隣接していることから権利を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-23と24は、渡人が同一で、賃借権の再設定と新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-25は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-26は、賃借権の新設であります。今年、期間満了となって返却された農地を新たに利用権設定するものであります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書30ページからになります。

議案第44号-27と28は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-29から31は、受人が同一で、29が使用貸借権の再設定、30と31は賃借権の新設であります。新設ということですが、当該地は以前、受人が耕作していた農地であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-32は、賃借権の新設でありまして、報告第19号-5に係る農地であります。契約条件並びに受人の経営 状況は議案に記載のとおりであります。

議案書34ページから36ページになります。

議案第44号-33から35は、渡人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。これまでは渡人の父が耕作しておりましたが、今年亡くなられたことから、集落内で調整し、3人の受人に賃借することとなったものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第44号-22から35の説明が終わりました。ご質問、 ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

ご質問、ご意見ないようですので、議案第44号-22から35について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま す。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。 これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうござい ました。

(閉会 午後4時30分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和5年12月8日

## 議事録署名委員

総会議長		会長	印
委	員	11番	印
委	員	1番	印